

特例株式等納税猶予税額の計算書（贈与税）〔相続時精算課税〕

【特例措置用】

（令和6年分以降用）

特例経営承継受贈者の氏名		贈与者の氏名 (裏面の「1」参照)			
私は、次の会社の株式（出資）のうち、「3 特例対象受贈非上場株式等の明細」の①欄の株式等の数等について「非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除の特例（租税特別措置法第70条の7の5第1項）」の適用を受けます。 この計算書の書きかた等については、裏面をご覧ください。					
1 特例対象受贈非上場株式等に係る会社					
① 会社名		⑨ 特例承継計画の提出及び 確認の状況		提出年月日	
② 会社の整理番号（会社の所轄税務署名）				年 月 日	
				確認年月日	
③ 事業種目				確認番号	
④ 贈与の時における資本金の額		円		⑩ 円滑化法の認定の状況	
⑤ 贈与の時における資本準備金の額		円		認定年月日	
⑥ 贈与の時における従業員数		人		認定番号	
⑦ 贈与の時における特例経営承継受贈者の役職名				⑪ 会社又はその会社の特別関係会社であってその会社との間に支配関係がある法人が保有する外国会社等の株式等の有無	
⑧ 特例経営承継受贈者が役員等に就任した年月日		年 月 日		有 無	
2 特例対象贈与の判定					
受贈年月日		① 贈与の時における発行済株式等の総数等		② 贈与により取得した株式等の数等	
・ ・		株・口・円		株・口・円	
③ 特例対象贈与の判定（特例経営承継受贈者が1人の場合） ※ 同一の贈与者から、同一年中に上記1の特例対象受贈非上場株式等に係る会社の株式（出資）を取得した他の特例経営承継受贈者がある場合には、「特例株式等納税猶予税額の計算書（贈与税）（付表）」により特例対象贈与の判定を行い、本欄への記載は不要です。					
a 発行済株式等の総数等の3分の2に相当する数等 (①×2/3) (1株・口・円未満の端数切上げ)		b 贈与者が贈与の直前において保有していた株式等の数等		c 特例経営承継受贈者が贈与の直前に保有していた株式等の数等	
株・口・円		株・口・円		株・口・円	
				d 基準となる株式等の数等 (i) $a > b + c$ の場合 $\Rightarrow b$ (ii) $a \leq b + c$ の場合 $\Rightarrow (a - c)$ ※ $(a - c)$ が赤字の場合は「0」	
				e 判定 d(i)の場合 $\Rightarrow ② = d$ d(ii)の場合 $\Rightarrow ② \geq d$	
				適 ・ 否	
3 特例対象受贈非上場株式等の明細					
① 上記2の②欄の数等のうち、特例の適用を受ける株式等の数等		② 1株（口・円）当たりの価額 (裏面の「3(2)」参照)		③ 価額 (①×②)	
株・口・円		円		A 円	
4 特例株式等納税猶予税額の計算					
① 上記3の③欄「A」の価額		② 基礎控除額		③ 特別控除額(2,500万円―過去の年分の贈与税の申告において控除した特別控除額の合計額)	
円		円		円	
				④ (①―②―③)の金額 (1,000円未満切捨て)	
				⑤ ④に対する税額(④×20%) (特例株式等納税猶予税額) (100円未満切捨て)	
				,000円 00円	

5 特例対象受贈非上場株式等の内訳等			
この欄は、租税特別措置法施行規則第23条の12の2第16項第6号の規定に基づき、上記3の①欄に係る特例対象受贈非上場株式等の内訳等について記入します。記入に当たっては、裏面の「5」をご覧ください。			
	贈与年月日	贈与者の氏名	贈与者の住所
イ	・ ・		左記の贈与者が贈与した株式等の数等
ロ	・ ・		株・口・円
ハ	・ ・		株・口・円
贈与者が贈与した株式等の数等の合計（イ+ロ+ハ）			株・口・円
(注) 1 上記の欄に記入しきれない場合は、適宜の用紙に贈与者ごとの株式等の数等を記載し添付してください。 2 「贈与者が贈与した株式等の数等の合計」欄の数等は、上記3の①欄の数等と一致します。			

6 最初の非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除の特例等の適用に関する事項			
この欄は、特例経営承継受贈者が、その贈与前に贈与又は相続若しくは遺贈（以下「相続等」といいます。）により取得した上記1の特例対象受贈非上場株式等に係る会社の非上場株式等について、「非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除の特例（租税特別措置法第70条の7の5）」又は「非上場株式等についての相続税の納税猶予及び免除の特例（同法第70条の7の6）」の規定の適用を受けている場合又は受けようとしている場合において、最初のその贈与又は相続等によるその会社の非上場株式等の取得に関する事項等について記入します。			
① 取得の原因	② 取得年月日	③ 申告した税務署名	④ 贈与者又は被相続人の氏名
贈与・相続等	年 月 日	署	

7 会社が現物出資又は贈与により取得した資産の明細書							
この明細書は、租税特別措置法施行規則第23条の12の2第16項第7号の規定に基づき、会社が贈与前3年以内に特例経営承継受贈者及び特例経営承継受贈者と特別の関係がある者（裏面の「7(1)」参照）から現物出資又は贈与により取得した資産の価額等について記入します。 なお、この明細書によらず会社が別途作成しその内容を証明した書類を添付しても差し支えありません。							
取得年月日	種類	細目	利用区分	所在場所等	数量	① 価 額	出資者・贈与者の氏名・名称
・ ・						円	
・ ・							
・ ・							
② 現物出資又は贈与により取得した資産の価額の合計額（①の合計額）							
③ 会社の全ての資産の価額の合計額（②の金額を含みます。）							
④ 現物出資等資産の保有割合（②／③）						%	
上記の明細の内容に相違ありません。							令和 年 月 日
所 在 地				会 社 名			
				代表者氏名			

《 書 き か た 等 》

- 1 この計算書は、「非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除の特例（租税特別措置法第 70 条の 7 の 5）」の適用を受ける場合に相続時精算課税を適用して納税猶予税額の計算を行うときに使用します。
なお、この特例の適用を受ける場合に暦年課税を適用して納税猶予税額の計算を行うときは、「特例株式等納税猶予税額の計算書（贈与税）〔暦年課税〕」を使用してください。
また、(1)異なる贈与者から同一の非上場会社の株式等を贈与により取得している場合、(2)異なる贈与者から複数の非上場会社の株式等を贈与により取得している場合及び(3)同一の贈与者から複数の非上場会社の株式等を贈与により取得している場合には、それぞれの会社及び贈与者ごとにこの計算書又は「特例株式等納税猶予税額の計算書（贈与税）〔暦年課税〕」を作成した上で、「特例株式等納税猶予税額の計算書（贈与税）〔相続時精算課税〕（別表）」又は「特例株式等納税猶予税額の計算書（贈与税）〔暦年課税〕（別表）」により納税猶予税額を計算してください。
※ 1 贈与者が贈与の時に会社代表権を有している場合は、この特例の適用を受けることはできません。
※ 2 「非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除」（租税特別措置法第 70 条の 7）【一般措置】の適用を受ける場合には、「株式等納税猶予税額の計算書（贈与税）〔暦年課税〕」又は「株式等納税猶予税額の計算書（贈与税）〔相続時精算課税〕」を使用してください。
- 2 「1 特例対象受贈非上場株式等に係る会社」の記入に当たっての留意事項
 - (1) ⑦欄は、具体的にその役職を、例えば、「代表取締役」と記入します。
なお、代表権に制限のある代表者については、この特例の適用を受けることはできません。
 - (2) ⑨欄は、中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則第 16 条第 1 号に規定する特例承継計画に係る同令第 17 条第 2 項の申請書を都道府県知事に提出した日並びにその特例承継計画につき同条第 1 項第 1 号の都道府県知事の確認を受けた日及び確認番号をそれぞれ記入します。
 - (3) ⑩欄は、中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則第 6 条第 1 項第 11 号又は第 13 号に掲げる事由に該当するものとして租税特別措置法第 70 条の 7 の 5 第 2 項第 2 号に規定する特例円滑化法認定を受けた日及び認定番号をそれぞれ記入します。
 - (4) ⑪欄は、特例対象受贈非上場株式等に係る会社又はその会社の特別関係会社（租税特別措置法施行令第 40 条の 8 の 5 第 6 項により準用する同令第 40 条の 8 第 7 項の特別の関係がある会社をいいます。3(2)において同じです。）であって特例対象受贈非上場株式等に係る会社との間に支配関係（租税特別措置法施行令第 40 条の 8 の 5 第 8 項において準用する同令第 40 条の 8 第 9 項に規定する関係をいいます。3(2)において同じです。）がある法人が保有する会社法第 2 条第 2 号に規定する外国会社（特例対象受贈非上場株式等に係る会社の特別関係会社に該当するものに限り、）の株式等、租税特別措置法施行令第 40 条の 8 の 5 第 15 項において準用する同令第 40 条の 8 第 12 項第 1 号に掲げる法人の株式等（特例対象受贈非上場株式等に係る会社が資産保有型会社等に該当する場合に限り、）又は同項第 2 号に掲げる医療法人の出資の有無について記入します。
- 3 「2 特例対象贈与の判定」及び「3 特例対象受贈非上場株式等の明細」の記入に当たっての留意事項
 - (1) 2 の①から③の欄まで及び 3 の①欄の「総数等」及び「数等」には、議決権に制限のある株式等の数等は含まれません。
 - (2) 3 の②欄の金額は、贈与の時点における価額を記入します。
なお、特例対象受贈非上場株式等に係る会社又はその会社の特別関係会社であって特例対象受贈非上場株式等に係る会社との間に支配関係がある法人（以下「会社等」といいます。）が、会社法第 2 条第 2 号に規定する外国会社（特例対象受贈非上場株式等に係る会社の特別関係会社に該当するものに限り、）の株式等又は租税特別措置法施行令第 40 条の 8 の 5 第 15 項において準用する同令第 40 条の 8 第 12 項第 1 号に掲げる法人の株式等（特例対象受贈非上場株式等に係る会社が資産保有型会社等に該当する場合に限り、）若しくは同項第 2 号に掲げる医療法人の出資を有する場合の納税猶予分の贈与税額の計算の基となる特例対象受贈非上場株式等の価額は、会社等がこれらの株式等を有していなかったものとして計算した価額となります。
 - (3) 同一の特定贈与者からこの計算書の株式等以外に他の会社の株式等の贈与を受け、この特例の適用を受ける場合には、次の「4 特例株式等納税猶予税額の計算」欄への記入は不要です。その場合には、「特例株式等納税猶予税額の計算書（贈与税）〔相続時精算課税〕（別表）」を使用し、この計算書の A 欄の金額とこの計算書以外の計算書の A 欄の金額との合計額を「特例株式等納税猶予税額の計算書（贈与税）〔相続時精算課税〕（別表）」の 1 の①欄に記入します。
- 4 「4 特例株式等納税猶予税額の計算」の記入に当たっての留意事項
 - (1) ②欄は、この計算書の「贈与者の氏名」欄に記載した贈与者に係る「申告書第二表」の②欄の金額を転記します。
 - (2) ③欄の金額は、過去の年分の贈与税の申告において控除した特別控除額がある場合は、2,500 万円からその金額を控除した残額を記入します。
 - (3) ⑤欄の金額は、一律 20%の税率により計算し、算出された納税猶予税額を「申告書第一表」の⑩欄に転記します。なお、この計算書を 2 以上又はこの計算書及び「特例株式等納税猶予税額の計算書（贈与税）〔暦年課税〕」を使用して納税猶予税額の計算を行う場合には、⑤欄の金額を「特例株式等納税猶予税額の計算書（贈与税）〔相続時精算課税〕（別表）」の 3 の①欄に転記します。
- 5 「5 特例対象受贈非上場株式等の内訳等」の記入に当たっての留意事項
この欄は、特例対象受贈非上場株式等の全部又は一部が租税特別措置法第 70 条の 7 の 5 第 1 項に規定する特例贈与者の同法第 70 条の 7 第 15 項（第 3 号に係る部分に限り、同法第 70 条の 7 の 5 第 11 項において準用する場合を含みます。）の規定の適用に係る贈与により取得したものである場合には、租税特別措置法施行規則第 23 条の 12 の 2 第 16 項第 6 号の規定に基づいて、租税特別措置法施行令第 40 条の 8 の 5 第 4 項において準用する同令第 40 条の 8 第 5 項各号に定める者に特例対象受贈非上場株式等の贈与をした者ごとに、贈与年月日、氏名、住所（この計算書を提出する時点の住所）及び特例対象受贈非上場株式等の数又は金額の内訳を記入します。
- 6 「6 最初の非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除の特例等の適用に関する事項」の記入に当たっての留意事項
 - (1) ①欄は、取得の原因を丸で囲んでください。
 - (2) ③欄は、最初の贈与又は相続等によるその会社の非上場株式等の取得について、非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除の特例等の適用を受け、又は受けようとする贈与税又は相続税の申告書の提出先の税務署名を記入してください。
 - (3) ④欄は、最初の贈与又は相続等によるその会社の非上場株式等の取得に係る贈与者又は被相続人の氏名を記入してください。
- 7 「7 会社が現物出資又は贈与により取得した資産の明細書」の記入に当たっての留意事項
 - (1) 「特例経営承継受贈者と特別の関係がある者」とは、特例経営承継受贈者の親族などその特例経営承継受贈者と租税特別措置法施行令第 40 条の 8 の 5 第 14 項において準用する同令第 40 条の 8 第 11 項に定める特別の関係がある者をいいます。
 - (2) ①欄の金額は、会社が現物出資又は贈与により取得した資産（以下「現物出資等資産」といいます。）の非上場株式等の贈与があった時における価額を記入します。
なお、会社が、非上場株式等の贈与があった時において現物出資等資産を既に有していない場合は、その贈与があった時に有しているものとしたときにおける当該現物出資等資産の価額を記入します。
 - (3) ③欄の金額は、非上場株式等の贈与があった時における会社の全ての資産の価額の合計額を記入します。
 - (4) ④欄の保有割合が 70%以上の場合は、この特例の適用を受けることはできません。
 - (5) この様式に記入しきれないときは、適宜の用紙に現物出資等資産の明細を記載し添付してください。